

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	森林組合法	法令番号	昭和 53 年法律第 36 号		
手続名	森林組合等の新設分割の認可	根拠条項	第 1 0 8 条の 1 3 第 2 項		
審 査 基 準	<p>第 1 0 8 条の 1 3 第 2 項の規定による森林組合の新設分割の認可に係る審査基準は、同条第 3 項において準用する第 7 9 条の認可の基準のとおりとする。なお、「事業の目的を達成することが著しく困難である」か否かについては、事業経営基盤の規模等から判断することとする。また、定款の審査に当たっては、当該新設分割設立連合会の定款が「森林組合連合会模範定款例」（昭和 5 3 年 7 月 2 6 日付け 5 3 林野組第 1 5 7 号農林水産事務次官依命通知）に準拠しているかどうかを考慮するものとする。</p>				
受付 機関	農林事務所	処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課
				標準処理期間	2 月
				標準経由期間	日
					目次
					6 4 - 5